

農業講習施設の概要

(1)目的

農業改良助長法施行に伴う改良普及員の養成及びその研修を行う。

(2)根拠法、通達

農業講習施設に関する件(S23.9.18 23農改第28号次官)

農業講習施設に関する要綱の改正について(S60.1.9 59農蚕第7119号事務次官)

(3)沿革

S23年、従来の農会(農業会)による技術指導の廃止と協同農業普及事業の発足にともない、技術者養成についても従来の農会の農業技術員養成所を廃止し、普及事業に移譲されることとなった。農業講習施設に関する要綱が定められ、農業を主とする新制高校卒業者に対し2年間の講習を行う施設として、都道府県の農業に関する試験研究機関に併設された。

S27年法改正(第14条第1項第4号)により協同農業普及事業の対象となる。

S25年人事院協議で卒業者の初任給は旧専門学校(後、短大)卒業者と同等になる。

国の助成は、27年には法改正により施設費、事業費が補助対象となったが、補助金は39年に廃止され、改良普及員研修施設の整備費(その後48年には視聴覚機材、実験機材等内部設備のみとなり現在の交付金に至る。)に組み替えられた。

38年、普及事業刷新強化対策が検討された際、改良普及員の資質に関し4大卒程度の教養や技術の必要性が強調され、これを機に採用は4大卒を重点とする傾向(大卒の割合40年:18%、50年:66%、58年:80%)となり、農業講習施設を廃止し自営者養成機関とする県が次第に増えた。

改良普及員の採用での4大卒の増加に対応し、56年には改良普及員資格試験条例準則(次官通達)が改正され、59年から受験資格が4大、短大の2本建てから4大卒程度に一本化された。

これに伴い、60年農業講習施設要綱が改正され、受講資格を農業又は家政関係の短大卒又は同等以上に改め、これに基づき8校が設置された。

なお経過措置により改正前の要綱に基づく施設も当分の間存続できるとされた。

平成6年の法改正により協同農業普及事業の対象から削除された。

新農業講習施設 11施設 青森、栃木、千葉、山梨、静岡、長野、新潟、愛知、愛媛、宮崎、大分
旧農業講習施設 5施設 青森、千葉、長野、大阪、福岡

(4)メリット

新農業講習施設については、卒業見込みで改良普及員資格試験を受験できる。

(5)施設

農業に関する講習機能を有する機関[改正前は試験研究機関]に併設することとされており、場所的又は組織的に試験場や農業者研修教育施設と併設されているものが多いが、独立した学校(千葉)もある。

(6)改良普及員の養成

講習内容

- ・県の農業の地域性
- ・県における農業及び農家生活改善に関する新技術
- ・実習、実験及び調査研究を通じた実践的指導力の修得
- ・県の農林行政との関連における農業及び農家生活の講習

教科及び履修時間

一般教養科目(300時間)、普及関係(400)、農業及び生活別の専門教育(それぞれ共通科目(600)及び専攻コース別科目(1,100)とし、合計2,400時間以上

受講資格(入学資格)

農業若しくは家政関係の短期大学卒業者又は県知事がこれと同等以上の学力を有すると認めた者。(農業者研修教育施設、農業講習施設卒業者が多い。)

講習期間(修業年限) 原則として2ヶ年

(7)改良普及員の研修

研修内容は、農業技術、農家生活技術の指導力の向上を図るため、講習機能を有する機関と一体的関係において研修を行うこととし、実践的技術の修得についての研修を重視する。